

会 議 録

会 議 名	小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会		
事 務 局	小金井市教育委員会指導室		
開 催 日 時	令和8年2月3日（火）午前10時00分から午前11時00分まで		
開 催 場 所	前原暫定集会施設1階A会議室		
出 席 委 員	小林委員長、坂井副委員長、今城委員、浅香委員		
事 務 局	高久指導主事		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	0名
会 議 次 第	<p>1 教育委員会あいさつ</p> <p>2 事務局からの説明</p> <p>3 協議等</p> <p>4 事務連絡</p> <p>配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・小金井市いじめ防止対策推進条例（小学5・6年生、中学生向けリーフレット）（修正案）</li> <li>・小金井市いじめ重大事態に関わる対応の流れ（案）</li> <li>・（様式1）「いじめ防止対策推進法」の規定による重大事態の発生について</li> <li>・（様式2）「いじめ防止対策推進法」の規定による重大事態に関する調査結果について</li> <li>・小金井市いじめ防止対策推進条例（小学5・6年生、中学生向けリーフレット）</li> <li>・小金井市いじめ防止基本方針</li> <li>・小金井市いじめ防止基本方針 新旧対照表</li> <li>・小金井市立小・中学校におけるいじめ対応の流れ</li> </ul>		

小林委員長 ただいまから、令和7年度第2回小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を開会いたします。

次第に沿って進めてまいります。

まず、事務局からの説明です。次第には2点記載されております。

まず1点目、「小金井市いじめ防止条例」リーフレットの修正についてということです。事務局から説明をお願いいたします。

高久指導主事 指導主事です。

それでは、「小金井市いじめ防止条例」リーフレットの修正について説明いたします。

委員の皆様には、資料として、修正案と記載のリーフレットがございますので、そちらを御覧ください。

修正点は2点ございます。

1点目は、前回の本委員会の協議において、梅山委員より、小金井市いじめ防止条例のリーフレットについて、小学5・6年生、中学生向けについても、漢字の読みに困り感を抱える子供についても適切に読むことができるように、振り仮名を振るのはいかがでしょうかという意見をいただきました。そこで、今回お示した修正案のリーフレットでは、小学5・6年生、中学生向けについても、漢字についてはルビを追加しております。

現在、小金井市では、外国籍の児童・生徒等、日本語指導が必要な児童・生徒も少しずつ増えております。そのような児童・生徒を含め、誰もが小金井市いじめ防止対策推進条例について学ぶことができるよう、今後も見直しをしていきたいと考えています。

2点目は、いじめ相談機関の紹介の欄です。右下にございます。

これまでの資料では、相談機関として、ほぼ全て電話での相談が紹介されておりました。一部メール相談を紹介しておりましたが、それについてもホームページの検索方法やURLのみが掲載されておりました。

子供たちがいじめで悩みを抱え、誰かに相談したいと思ったとき、重要になるのはすぐに相談したい方法で相談できることです。そこで、今回の修正ではそれぞれの相談先のQRコードを掲載するとともに、メールやLINEで相談ができる東京都教育相談センターの

SNS等教育相談を相談先に追加しました。

また、令和4年9月に小金井市に設置された小金井市子どもオンブズパーソン相談室の相談先も新たに追加しました。小金井市子どもオンブズパーソン相談室では、対面、電話、メール、手紙という様々な方法で相談が可能です。市内の小・中学校で、小金井市子どもオンブズパーソンが子供の権利について授業をしていることもあり、子供たちにとっては相談しやすい相談先の一つであると考え、追加で掲載をしました。

相談先については、小学5・6年生、中学生向けだけではなく、小学1から4年生向けについても修正をしております。

説明は以上になります。

小林委員長        それでは、今の説明について、何か御意見、御質問がある方はいらっしゃいますか。

坂井副委員長        坂井です。ルビをつけたのは、とても見やすくてよいと思います。先ほどの説明だと、外国語対応もされるという感じでしょうか。

高久指導主事        指導主事です。まだ外国語版のリーフレットの検討はしておりません。まずルビで対応し、児童・生徒が分からないところは、必要に応じて教員が支援していきます。英語版については、今後検討していきます。

坂井副委員長        必要だと思いますので、御検討をお願いします。  
また、いじめ相談機関について電話だけではなくて、SNSとかで相談できるのはいいのですが、今、小金井市教育相談所のQRコードを入れてみていますが、パンフレットが出てきて、実際の相談はどうやってやのか分かりづらいように感じます。これについては？

高久指導主事        指導主事です。小金井市教育相談所については、修正前のリーフレットにも掲載されており、小金井市の相談先として最初に掲載すべきだという考えで相談先の冒頭に掲載しています。しかしながら、現在小金井市教育相談所のメールアドレスが掲載は、もくせい教室と相談所を合わせたリーフレットの2ページ目にしか載っていない

い状況でした。

坂井副委員長 この部分ですね。

とてもいいですが、これ、悩んで、さあ相談しようという人が、行き着く前に、ああ駄目だとなる。行き着いたとして、これをピッと触るとメールに飛ぶというのがなくて、一体これはどうやって実際にメールを……。スマホで多分皆さんやると思うので、その辺の工夫というのは今後御検討されますか。

高久指導主事 教育相談所の職員に、メール相談の対応について確認し、周知の方法についても相談していきたいと思います。

坂井副委員長 検索の容易性と、検索して発見されたときにすぐにでも相談できるという環境を整えていただきたいと思いますので、御対応をお願いします。

小林委員長 ありがとうございます。子どもオンブズパーソンのサイトがすごく分かりやすくて。

坂井副委員長 これですね。

高久指導主事 一番下にメール、電話、対面、手紙というタブがあり、それを押すとすぐに相談方法が出てくるようになっています。小金井市のホームページも現在リニューアルしているところですので、教育相談所のページについても検索しやすいよう検討していきたいと思います。

小林委員長 メールの場合に、そのままぼんと行くよとやってしまうと、結構迷惑メールにつながってくることがあります。

よくあるのは、アットマークというのが大文字になっていて、これを小文字に変換してくださいとやっているところがあるのと。

一番いいのは、Google formsなどのフォームに飛んで、相談内容は何ですかということをチェックして、そこに自由記述欄があって、「このことについて知りたいです」といって、自分のメールアドレスをそこに書くという。そういうふうにした方が、情報管理がきち

んとできると思うんです。相談の内容は選択して、1行でもいいから自由記述で書いてもらって、自分の連絡先をそこに入れてもらうというやり方が一番、記録としても確かに残りますので。

坂井副委員長 確かに小林先生がおっしゃるとおり、オンブズパーソン相談室のほうは、フォームになっていますね。名前を入れてもいいし入れなくてもいいし、何を相談したいですかという自由記載欄もあり、学年も選択するみたいなので、これはやりやすいです。

小林委員長 だから、フォームに飛んだほうがいいと思います。

高久指導主事 指導主事です。子供たちも、今1人1台端末に利用で、フォームは様々なアンケートでかなり慣れていきます。現在のメール相談は保護者向けとなっているので、Google formsなど活用など子供が相談しやすい方法について、教育相談所の職員と検討していきたいと思っています。ありがとうございました。

坂井副委員長 坂井からもう一点あります。今さらではあるんですが、このペーパーというのはこの大きさに確定されるのでしょうか。要するに持ち歩くとか、少なくとも機関の紹介はもうちょっと小さな何か持ち歩けるような大きさにすることの御検討はどうでしょうか。

高久指導主事 指導主事です。大きさについては、授業等で使用するため、読みやすいようこの大きさとなっています。

坂井副委員長 分かりました。

浅香委員 浅香です。配るとしたら、学期始めとか年度始めとかときに配るのですか。

高久指導主事 指導主事です。学期始めに全体に配るのではなく、いじめの授業を年に3回行うので、その際に配布して確認するという例の方が多いようです。

また、各学校のホームページにいじめへの対応ということで、こちらのリーフレットのデータが掲載されているという例もありま

す。保護者の方にも見えるようにということで。

浅香委員 授業中に、先生と生徒できちんと読み合わせをする時間も設けるということでしょうか。

高久指導主事 小金井市にはこういういじめの条例があることを、確認していくというところですか。ただ、このリーフレットが作成されたのが数年前で、教員も新しく代わってきていますので、改めてリーフレットの活用について周知していく必要があります。

浅香委員 結構、学期始めにいろいろな資料と一緒に配ると、みんな読まないで終わったりするので、授業とかできちんと読み合わせができるといいですね。

高久指導主事 ありがとうございます。学校では、必ず年に3回以上いじめに対する授業を道徳等で行うことになっていますので、生活指導主任研修会等でも、もう一度内容等も含めて確認していきたいと思います。

今城委員 今城です。とても見やすくよくなったなというふうに私は感じています。

今、話があったように、恐らく各学校の小学校、中学校でも、道徳の授業ですとか、折に触れてこれを資料として使うんだろうなというふうに思うんですけど、そういう意味でいうと、このサイズは子供にとって非常に読みやすいかなというふうには思っていますが、今指摘があったように、いじめ相談機関の紹介というところはこれと一緒に入っちゃうとなかなかふだん見るという機会がなくなる可能性が高いので、何らかの形で、これとはまた別物で、よく名刺サイズのでいろんな機関が配っていますが、あれだとちょっと小さいかもしれないけど、どこかに常に貼っておけたり、挟んでおいたりできるようなものがあるとよりよいかなというふうには感じたところであります。

もう一点、小金井の相談所、小金井のオンブズパーソン、そして東京都、国というふうにあるんですけど、これ、法務省のこどもの人権110番も恐らくすごく工夫されていて、QRコードですとかいうのがあったんじゃないかなと思うんですけど、幾つか窓口があって。

例えばそれが入っていないのが紙面上の問題なのか、もしそれが入る余地があるのであれば、法務省も恐らく同じような形でQRコードを使っていますから、その辺りが入るとより充実するのかな。どこに相談しようか、相談の道筋がたくさんあるほうがいいのかなどというふうに感じたところでございます。

以上です。

高久指導主事 指導主事です。まず、先ほど酒井委員もおっしゃっていた子供たちが持ち運べるようにというところについてです。これは中学校で主にやられている例なんですけれども、長期休業中の前に、それぞれ各クラスにクラスルームというものがあるんですが、クラスルームに、東京都の相談先と小金井市の教育相談所を合わせた一覧が載った資料を、データとして貼り付けています。長期休業中に不安なことがあったら、そこをクリックすると相談先がたくさん出てきますので、そこを見て自分が一番適する方法で相談できますということは、教員から児童・生徒に伝えていきます。

こちらの資料も、今、私たちの中ではこれまで基本的に紙ベースで子供たちに配布というのをやっていますが、クラスルーム等でデータで貼り付けることにより、子供たちも相談先をいつでも見ることができるので、そこも含めて検討していきたいと思えます。

また、今城委員に御指摘いただきました法務省のサイトなんですけど、こちらはスペースの問題もありサイトの確認が不足していました。改めて総務省のサイトの確認をして、法務省のQRコードも入れられるよう調整していきたいと思えます。 以上です。

今城委員 すみません、もう一点、今城です。オンブズパーソンの相談室というのは、私は今まで全く認識がなくて何も知らなかったんですけど、先ほどの説明で授業でもオンブズパーソンが来てやっているということなんですけど、これは全校ですか。

高久指導主事 指導主事です。昨年度、小学校全校に実施をお願いし、今年度はより広げて小学校と中学校全校をお願いをしていました。来年度は全ての小・中学校で、オンブズパーソン相談室の子供の権利に関する授業を、各学校の教育課程に位置付けるということを依頼していきます。対象学年自体は限定しているのですが、全児童・生徒が小学

校、中学校で授業を受けるという形になります。

以上です。

今城委員                    ありがとうございます。

小林委員長                ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

それでは、次に2点目に入りたいと思います。いじめ重大事態に関する対応の流れ（案）についてです。

事務局から御説明をお願いいたします。

高久指導主事            指導主事です。お手持ちの資料の中にA4版1枚で、小金井市いじめ重大事態に関わる対応の流れ（案）というのがございますので、そちらの方を御覧ください。

それでは、いじめ重大事態に関わる対応の流れ（案）について説明いたします。

前回及び前々回の委員会で、委員の皆様から、小金井市いじめ防止基本方針の改定に伴い、学校がいじめ重大事態が発生した際に適切に対応できるよう流れを示すフロー図の作成が必要であるという御意見をいただきました。また、内容について、学校と教育委員会の連携が分かるようにすることや、改定された小金井市いじめ防止基本方針に明記された、いじめた児童への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談等へのスクールソーシャルワーカーの介入を示すことなどについて、御意見をいただきました。

お配りしたいじめ重大事態に関わる対応の流れ（案）は、他の市区町村の先行事例を参考に、委員の皆様の御意見を踏まえて作成したものであります。

また、案に記載しております、市様式1、市様式2は、いじめ重大事態の疑いの発生及び調査報告の小金井市の様式であります。委員の皆様には、いじめ重大事態に関わる対応の流れ（案）を中心に、必要に応じて、市様式1及び2についても御意見をいただければと思います。

説明は以上になります。

小林委員長                それでは、いじめ重大事態に関わる対応の流れ（案）について、

委員の皆様から御意見、御質問はございますでしょうか。

坂井副委員長 坂井です。フローチャートは見やすくできていると思っています。幾つかあるんですけども、教育委員会に報告して受理されて、市長への報告、調査主体の決定というところの、調査主体というのは、学校主体か教育委員会主体かの二択ということでよろしいですか。

高久指導主事 指導主事です。基本的にはそうなります。ただ、第三者というところをどのように記載するかについては検討中ですが、基本的には学校主体か、いじめ問題対策委員会のほうで教育委員会主体ということでやっていただくかの二択になります。

ただ、現在関わっている事例でも、学校主体調査に指導主事や統括指導主事のほうで調査の助言ということで関わっている例もあります。なので、フローチャートに「相談・連携」の矢印がありますが、学校主体調査であっても教育委員会も相談や連携に加わるとこのを示させていただいたという形になります。

以上です。

坂井副委員長 ありがとうございます。

ちょっと流れの確認ですが、国に発生報告して、「対象と関係児童・生徒保護者への調査方針の説明」というふうに記載されているんですが、この「対象」というのは対象児童等という意味ですか。

高久指導主事 指導主事です。対象児童・生徒の保護者です。

坂井副委員長 「対象児童・生徒」と「関係児童・生徒保護者」へのということ？

高久指導主事 それぞれの保護者へのという意味です。

坂井副委員長 保護者なんですね、これは。

高久指導主事 はい。

坂井副委員長 分かりました。

国への調査開始報告があつて、次に教育委員会主体調査の場合は、ここの対策委員会がいじめ重大委員会みたいになるということですよ。

高久指導主事 はい。

坂井副委員長 学校主体調査になったときのいじめ問題対策委員会への相談という矢印があるのですが、これって具体的にここの委員会でどういうふうな相談を受けるというのを想定されているかを教えてください。

高久指導主事 国が示しているいじめ重大事態の調査に関するガイドラインでは、調査において「第三者を加えた調査組織となることが望ましい」とされています。学校主体調査においても、指導主事等教育委員会が調査の指導・助言を行います。第三者性の担保という観点から、いじめ問題対策委員会の方に指導主事から調査の状況報告をして、助言をいただき、学校に返していくという形を想定しています。

フロー図の案では、教育委員会の欄が、指導主事等の教育委員会といじめ問題対策委員会が、うまく分け切れていないこと、相談の矢印が、学校からいじめ問題対策委員会に直接行っている形にはなっているため、分かりづらい形になっていました。その点については、修正していきたいと思います。

坂井副委員長 つまり、教育委員会主体調査イコールいじめ問題対策委員会による調査という理解ですか。

高久指導主事 そうです。先ほど坂井委員からお話があったように、基本的には学校主体調査であり、教育委員会の指導主事・統括指導主事が指導、助言という形で加わることを想定しています。一方で、教育委員会主体調査となると、いじめ問題対策委員会、つまり委員の皆さまを招集するという形です。

坂井副委員長 だから、学校主体調査のときの相談先というのは、いじめ問題対策委員会ではないことが前提となっていることですか。

高久指導主事 学校の相談先は、まず指導主事・統括指導主事の教育委員会であり、教育委員会を通して学校いじめ問題対策委員会に相談をしていく形にはなることを想定しています。ただ、その点が現状の表記ではわかりづらいかもしれません。

浅香委員 浅香です。実際のところは、学校が主体で動いているということですか。

高久指導主事 基本的には、学校主体です。これまでの小金井市の事例においても、学校主体で調査を進めています。最初の調査主体決定時に、教育委員会でそれぞれの状況を見て、学校主体の調査か、教育委員会主体で調査をするのかを決めます。

浅香委員 ケース・バイ・ケースですね。

高久指導主事 対象児童・生徒の保護者の方にも、学校主体又は教育委員会主体で調査しますというのを説明させていただいて、保護者の方が了承いただければ、例えば学校主体でいいですということであれば学校が主体で調査を行います。

ただ、学校主体だと不安であるという場合には、またそこで調査の主体について検討していくという形になります。

浅香委員 このフローチャートだと、主体が2つあるようにも見受けられましたが、主体がどちらかに決まるということですね。

高久指導主事 調査主体がどちらかというのは、調査主体決定のときに決まります。調査主体を決定して、対象児童、対象及び関係児童・生徒保護者への調査方針の説明というところでその説明をするんですが、そこで御納得いただけない場合は、不安が残るという場合には、また調査主体決定の箇所に戻ります。

高久指導主事 そうなります。

浅香委員 差し戻しもあり得るということですね。

坂井副委員長 坂井です。一点確認なんですけど、各学校には学校いじめ対策委員会というのがありますということで、それはよろしいですね。

高久指導主事 あります。

坂井副委員長 分かりました。そこが発端になるということですね。

小林委員長 そこに、第三者というかは入っているんですか、学校のいじめの委員に。

高久指導主事 学校主体の調査で、学校の中で第三者というのは想定していません。

小林委員長 ないということですね。

高久指導主事 構成メンバーは、基本的には学校長、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーです。しかしそれですと、第三者性が担保はされないので、その場合には保護者の方の理解を得られればですが、私たち指導主事や統括指導主事も、教育委員会になりますけれども、第三者、少し離れた立場として内容を確認していきますというところで御理解をいただいているというケースも現時点ではあります。

小林委員長 分かりました。

浅香委員 スクールカウンセラーとソーシャルワーカーは、これは外部機関ということでしょうか？ 内部ということでしょうか？

高久指導主事 スクールソーシャルワークやスクールカウンセラーは教育委員会の職員なので、本来は教育委員会のところに入るのが適切ではあると思うのですが、紙面の都合上でそこに入らず、スクールカウンセラーと……。

浅香委員 図式化するのがとても難しいということですね。



しているのですが、関係機関と少し区別がつくように、二重枠などにして、学校にも教育委員会にも含まれていることが分かるように表記を変更します。

坂井副委員長 坂井です。もう一点確認させてください。

最後の二重四角のところに、「学校主体調査で不十分であった場合は、教育委員会主体調査を行う」というふうに記載があります。

この不十分というのの定義づけというか、誰が判断するとか、そういう具体的な方針を教えてください。

高久指導主事 指導主事です。学校主体調査の後に、対象及び関係児童・生徒保護者へ調査結果の説明というところがあるかと思います。基本的には学校主体調査であっても、指導主事や統括指導主事が調査の経過の段階で助言をし、保護者への説明の段階では適切に説明できるような状況にしていきたいと考えていますが、そこで保護者の方が調査結果に、納得できないということがあれば、そこで教育委員会主体の調査が入るといった形になります。最終報告の前という形です。

坂井副委員長 御検討中だと思いますが、そうすると今の不十分かどうかの判断は保護者が行うという前提になりますか。

高久指導主事 学校の調査委員会で指導主事等が助言をしながら適切に調査を進め、保護者の方に丁寧に説明をしていく。その上でやっぱり御納得いただけない場合や、学校主体の調査であるがゆえに何か隠しているのではないかと、調査し切れていない部分があるのではないかとという御意見が保護者から出た場合は、さらに第三者性を高めるという意味で、教育委員会主体の調査に切り替えるという選択肢もあるべきだということで、このように記載させていただいています。

坂井副委員長 坂井です。おっしゃるとおり、あるべきだと私も思っていますが、あるべきかどうかの判断基準というのが、一定程度客観性がないと、実際運用してみると、やはり御不満とかって残るものは残るので。その、主観的な御不満があると不十分というふうな認定をされる程度でよろしいのかしらという、今の説明を聞いて思ったの

で、引き続き御検討をお願いします。

高久指導主事 指導主事です。前回の本委員会でも、坂井委員から、「ある程度の判断基準があって、この場合はこちら、この場合はこちらというふうにしないと、学校のほうが迷ってしまうのではないか」というご指摘があったので、いただいた御意見を参考に、判断基準、どの時点でどのように判断していくかという基準がフローチャートで分かるようにしていきたいと思います。

現時点では、A4に収める形にしていますが、前回小林委員からもA4では収まり切れない部分もあるという話がありましたので、もう少し大きめにして、判断基準等も分かるような形にしていきたいと考えています。

以上です。

坂井副委員長 お願いします。

今城委員 今城です。学校と教育委員が並んできていて、教育委員会主体調査、いじめ問題対策委員会が鍵括弧で入っている。例えばもう一つ、条例には、いじめ問題調査委員会という存在がありますよね。これってどこかに入るものなのかどうか、ここをお聞きしたいのと。

もう一つは、右下のほうに行くと、必要に応じて再調査が行われますよね。再調査を行うのは、恐らく教育委員会主体調査、いじめ問題対策委員会になるのかなというふうに思うのですが、そうすると必要に応じて再調査は、ここで市長部局がやるわけじゃないですよ。ちょっとその辺りが私もよく分からなくて、再調査するのは対策委員会なのか、となると文言が違うかなというふうに感じました。

もう一つは、必要に応じて再調査の依頼をするのであれば、点線か何かの矢印で、上に上がってくるのかな。もう一回同じ流れを、再調査の報告があって、最後は議会と市長への報告が入るという流れになるのではないのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

高久指導主事 指導主事です。再調査は、小金井市いじめ問題調査委員会という市長部局管轄の委員会で行います。小金井市では子ども家庭部で調

査委員を選定し、第三者の調査委員の方を招集して調査を行うという形です。

再調査については、これは段階があるのかと思います。今城委員がおっしゃったように、学校主体の調査でそこで不十分であった場合は、こちらのいじめ問題対策委員会の教育委員会主体の調査になる。それでもさらに再調査が必要であるというふうに市長部局のほうで判断した場合には、こちらの小金井市いじめ問題調査委員会という新たな調査委員会が立ち上げられることになると考えています。その部分がこのフロー図だと分かりにくいので、その部分もきちんと明示できるようにしていきたいと思います。

そうすると、市長部局のほうに小金井いじめ問題調査委員会が入ってきますので、そちらの方も明記していきたいと思います。

以上です。

坂井副委員長 坂井です。そうすると、条例の13条の小金井市いじめ問題調査委員会というのが、市長部局の必要に応じた再調査の際に設置される調査委員会という理解ですか。

高久指導主事 指導主事です。そうなります。

坂井副委員長 多分、対策委員会が12条で、13条が調査委員会となっているから、恐らく今の説明になるのですが、この重大事態に関わる対応の流れの中にも、いじめ問題調査委員会を明記したほうが慌てないというふうに思います。

高久指導主事 分かりました。条例も踏まえて記載することで学校の理解も進むと思いますので、その点も踏まえて記載ができるようにしていきたいと思います。

以上です。

坂井副委員長 お願いします。

浅香委員 浅香です。主体というところが気になります。一番下の記載のところ、学校主体調査が不十分だと教育委員会主体調査が始まるわけですね。そこが始まると、いじめ問題対策委員会が入ってきて、

調査委員会も入ってくるという形ですよ。

高久指導主事 指導主事です。最初に調査の主体を決める段階で、学校主体調査になった場合は、先ほどお話があったように、学校主体調査で児童・生徒への報告をした際に……。

浅香委員 この時点で最初から教育委員会主体の調査になれば、学校主体はないということですか。

高久指導主事 教育委員会の主体調査であっても、児童・生徒等の聞き取り等で学校に協力していただくことはあります。

浅香委員 では、主体というのはどっちが早い遅いとかではなくて、並行してということでしょうか。

高久指導主事 いえ、報告書を作成する、要は調査の主体がどちらかというところなので、教育委員会主体調査であれば、いじめ問題対策委員会で報告書を作成していただくことになります。学校主体の調査であると、学校で報告書を出してもらうという形になります。

浅香委員 そうすると、学校主体でも、いじめ問題対策委員とか調査委員会が行われるのでしょうか？

高久指導主事 いじめ問題対策委員会と、先ほどのいじめ問題調査委員会というのはまた別で、いじめ問題調査委員会というのは市長部局にあるものです。

浅香委員 では、こちらに。

高久指導主事 そうですね。

浅香委員 些末なことですが、この枠の大きさとスタートラインをそろえたほうが良いと思います。

高久指導主事 学校主体調査と教育委員……、承知いたしました。

坂井副委員長　ごめんなさい、坂井です。確認なのですが、この「いじめ重大事態に関わる対応の流れ」は案でこれから回すんですけど、「小金井市立小・中学校におけるいじめ対応の流れ」というのがあって、これというのは各学校共通ですか。

高久指導主事　指導主事です。小金井市の教育委員会として示しているものは基本的にこちらになります。これを基に各学校で学校いじめ防止基本方針というのを作成していただいているという形になります。

坂井副委員長　こっちの対応の流れ、両方対応の流れか、重大事態ではない「いじめ対応の流れ」の例のほうの方針決定のところに、重大事態と考えられる場合は速やかに教育委員会に報告となって、恐らくその場合にこちらの「重大事態に関わる対応の流れ」にフローが移っていくので、一体として分かるように、例えば例のほうの方針決定の重大事態と考える場合は速やかに教育委員会の報告の次に、「重大事態に関わる対応の流れへ」みたいな、そういう感じで、一体だよというのが分かるようにしていただくほうがいいかなと思うので、御検討をお願いします。

高久指導主事　指導主事です。検討していきます。いくつかこちらからご質問しても、よろしいでしょうか。

小林委員長　どうぞ。

高久指導主事　指導主事です。こちらのフロー図を作成している際に迷っていた点がございまして、改定された小金井市のいじめ防止基本方針に、重大事態のAの1の部分、ここに、より詳細に（ア）児童・生徒が自殺を企図した場合、（イ）身体に重大な被害を負った場合ということで、アからエまで具体的な事例が載っています。そちらをこのページに入れたほうが本来は学校が判断しやすい、そこに限ったものではないとも思いますが、4つの部分を入れておかないと、学校もどの事例が重大事態なのかというところの判断が難しいのかなと思っています。まず1点目が、こちらのアからエの部分の具体例をこの部分に入れるべきかというところですよ。

もう一点が、改正したいじめ防止基本方針の一つのポイントが、加害、いじめた児童への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談の実施という文言です。今回のフロー図には、いじめを行った児童等及び保護者への「指導」というところまでの記載で、「支援」というところではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの欄に記載しています。しかし、本来はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに限らず、学校自体が支援を行うべきであると、基本方針の趣旨からはそう考えるのですけれども、ここに、いじめを行った児童等及びその保護者への「指導、支援」という、この短い言葉でいいのか、どのように記載していくかということがフロー図の作成で迷った点です。御助言いただけますと助かります。

小林委員長      ありがとうございます。小林ですけど、2番目の方は、これを読んだときにずっと違和感を持っていて、言おうかなと思っていたところなんですけれど、「支援」に相当するようなことを、短い2文字ですが、それが入ると少し意味が違ってくるかなと。それって何かというと、改めてそう見ると思いますので、「支援」は少なくとも必要かなとは思っていました。

小林の意見です。

ほか、いかがでしょう。まず前半の部分、4つの具体例があったほうがいいのかどうか。

坂井副委員長      坂井です。4つの具体例があったほうが、判断基準が明確なのでいいと思うんですけど、紙面の都合というか、あまりいっぱいあると目が泳いじゃって、どこを見たらいいんだろうみたいになっちゃうので。

小林委員長      1と2の間を開けて、括弧で入れますかね。

坂井副委員長      括弧で横に「ア、イ、ウ、エ」みたいに入れられれば、いいかもしれないですね。1行増やすというイメージ。

今城委員          今城です。このフロー図の基にあるのは、前に配っていただいた、いじめ防止対策推進条例による重大事態発生時の対応というA4

の資料、これをベースにしてできているものなんですかね。これとはまた別の？

高久指導主事 指導主事です。今回フロー図を作成するに当たり、前回、小林委員のほうからも、富士見市も含めて先行事例のほうを確認したほうがいいのではないかということだったので、ホームページ等に掲載されている様々な区市町村のものを改めて確認をして作ったところであります。

基本的には、学校、教育委員会、市長部局が、きちんと3つ分かれているほうが分かりやすいだろうということ。

今城委員 これに、じゃあ代わるということですかね。こっちはなくなって、こっちに、新しいフロー図に一本化されるという考え方でいいですか。

高久指導主事 はい。

今城委員 だとしたら、今言った例はここに入っていたほうがいいのかと私は思います。これ、2つあるのであれば、最初に頂いたやつの中には、想定する内容としてさっき言ったア、イ、ウ、エに当たるものが載っていますから。だけど、これがなくなってこっちに、フロー図に一本化されるというのであれば、入っていたほうが良いと思います。

高久指導主事 指導主事です。他の市区町村を見ていると、1枚目の資料に、重大事態かどうかの判断も含めて、いじめの未然防止、早期発見の対応のフローチャートの最後に、判断基準というところで、重大事態のアからエまでの判断基準が載っている自治体がありました。2枚目には実際に重大事態になったときのフロー図になっているという形です。本来はそのように2段階のフロー図の方が学校としても、学校としては分かりやすいのではないかと感じているところです。

小金井市としてはこれまで、幸いなことに重大事態となるケースもなかったこともあり、実際に重大事態と考えられる事案となったときに学校が迷ってしまう状況にあるので、まずは重大事態のほうのフロー図を皆さんに見ていただき、今後、その前段階の未然防止

から早期対応、重大事態の判断のところまでもフローチャートを作成していく方向で進めていくのがいいのではないかなと検討しているところです。

以上です。

小林委員長        いかがでしょう。

坂井副委員長      坂井です。おっしゃるとおり、こちらの未然防止、早期発見、早期対応の中に重大事態の定義づけを入れたほうが判断しやすいと思うので、今の御提案に賛成します。

小林委員長        それがなぜ必要かという、事件化したというか、裁判のほうに行っちゃう話を見ていると、むしろ未然防止じゃなくて、早期発見の段階の調査、そういうことがありましたかという調査で、把握されていたか、いなかったかというのが結構あって、把握されていたのに何でそこで動かなかったというのが裁判で、それが自殺とかとつながっていた場合は、すごく問題となる場所なんですね。そこに対する繊細さを考えると、早期発見、早期対応の部分で、そこが抜けちゃうと、意外と問題となるのはそこなんですね。早期発見していたじゃないかという、なぜ動かなかったという、そういうことが言われますので、それは最終的にはあったほうがいいと思います。

高久指導主事      指導主事です。今お話があったように、早期発見の段階での学校の判断というところが、今、小金井市で抱えているケースでも、そこで学校が適切に認知、判断ができていなくて、保護者の方と擦れ違ってしまっているというケースもあるので、前段階での早期発見も含めたところに判断基準も入れて、学校が適切に動けるようにフロー図を作成していきたいと思います。

以上です。

小林委員長        ありがとうございます。

大体、国立教育政策研究所が3年に一度、今年発表していましたが、予後調査をやっていますね。あれを見ていると、中学校で7割、小学校で8割の子供がいじめをしました、いじめをされましたと言っていると、正直な調査です。それが大元です。でも、それが

少し今小学校で減ってきているんじゃないかというのが、国立教育政策研究所がつかんでいるところなんですね。

一方、認知件数は増えていきますでしょう。でも、よくよく見ると3割いくか、いかないかというような、3割いかないかな、結構増えてはきているなとは思いますが、認知件数が増えてきていじめが増えたのでは全然なくて、認知件数が増えるといじめは減るんだよというデータが最近言えそうになっています。次の3年がたたないとそれが本物かどうか分からないというのが、国立教育政策研究所の見解なんです。

もちろん臨時休校で、あれは明らかにいじめをしている日、お家を出なかったですから、いじめが起きにくかったというのはあるんですけど、その時期を挟んでいたというのはありますけど。

高久指導主事 指導主事です。小金井市でも、昨年重大事態が発生してから、教育委員会としても学校が適切にいじめを認知できる力を向上させようと考え、取組を行っています。

実際、昨年度から今年度にかけて、認知件数が小学校、中学校とも増えてきているので、また今後さらに、小林先生が今おっしゃったみたいに、認知件数が増えるといじめが減るといふところの認識を、生活指導主任や校長会等でも、教育委員会として伝えていきたいと思います。

以上です。

小林委員長 ありがとうございます。すみません、余談とかになっちゃいましたけど。

小金井市いじめ重大事態に関わる対応の流れ（案）に関しての質疑応答等を行っていますが、ほかにありますか。

よろしいですか。以上でよろしいでしょうかね。

皆さんからいじめ問題に対する御意見はございますかというのはあるんですが、時間になってしまいました。何かあれば一言ずつ。

坂井副委員長 いえ、大丈夫です。

小林委員長 大丈夫ですか。

浅香委員 関係機関のところに医療機関というのを入れていただきたいと思います。  
ぜひお願いします。

高久指導主事 承知しました。

小林委員長 分かりました。ありがとうございます。  
主に議題に沿ってのことがあって、時間になってまいりました。  
今後のいじめ防止等のための対策の推進に向けて、教育委員会にはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。  
それでは、最後に事務連絡をお願いします。

高久指導主事 指導主事です。本日の会議録につきましては、後日改めて送らせていただきますので、御確認をお願いいたします。  
事務局からは以上です。

小林委員長 ありがとうございます。以上で、令和7年度第2回小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —